

静岡県告示第691号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年11月28日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	伊豆市湯ヶ島字松山2939番の5から 伊豆市湯ヶ島字土井之坂2952番の2まで	令和5年11月28日